

第4編【津波災害】

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が指定した津波災害警戒区域）において、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップで示された津波災害警戒区域（令和3年10月北海道指定）のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波災害警戒区域）
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考える。

《大津波警報発表時の避難対象区域》

鷺別町1～6丁目	美園町1～5丁目	栄町1～4丁目	若草町1～6丁目
新生町1～5丁目	若山町1～4丁目	富岸町1～3丁目	大和町1・2丁目
青葉町	緑町1～4丁目	桜木町1～6丁目	片倉町2～6丁目
新川町1～4丁目	中央町1～7丁目	幌別町1～8丁目	富士町1～7丁目
柏木町1～4丁目	常盤町1～5丁目	千歳町、千歳町1～6丁目	
幸町1～6丁目	新栄町	富浦町1～5丁目	
登別港町1・2丁目	登別本町1～3丁目	登別東町1～5丁目	

(2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さ*が高いところで3mと予想される場合に想定される浸水区域。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する。原則立退き避難。

《津波警報発表時の避難対象区域》

鷺別町1～6丁目	栄町1～4丁目	大和町1・2丁目	幌別町1～8丁目
幸町1～6丁目	富浦町1～4丁目	線路より海側の登別港町	

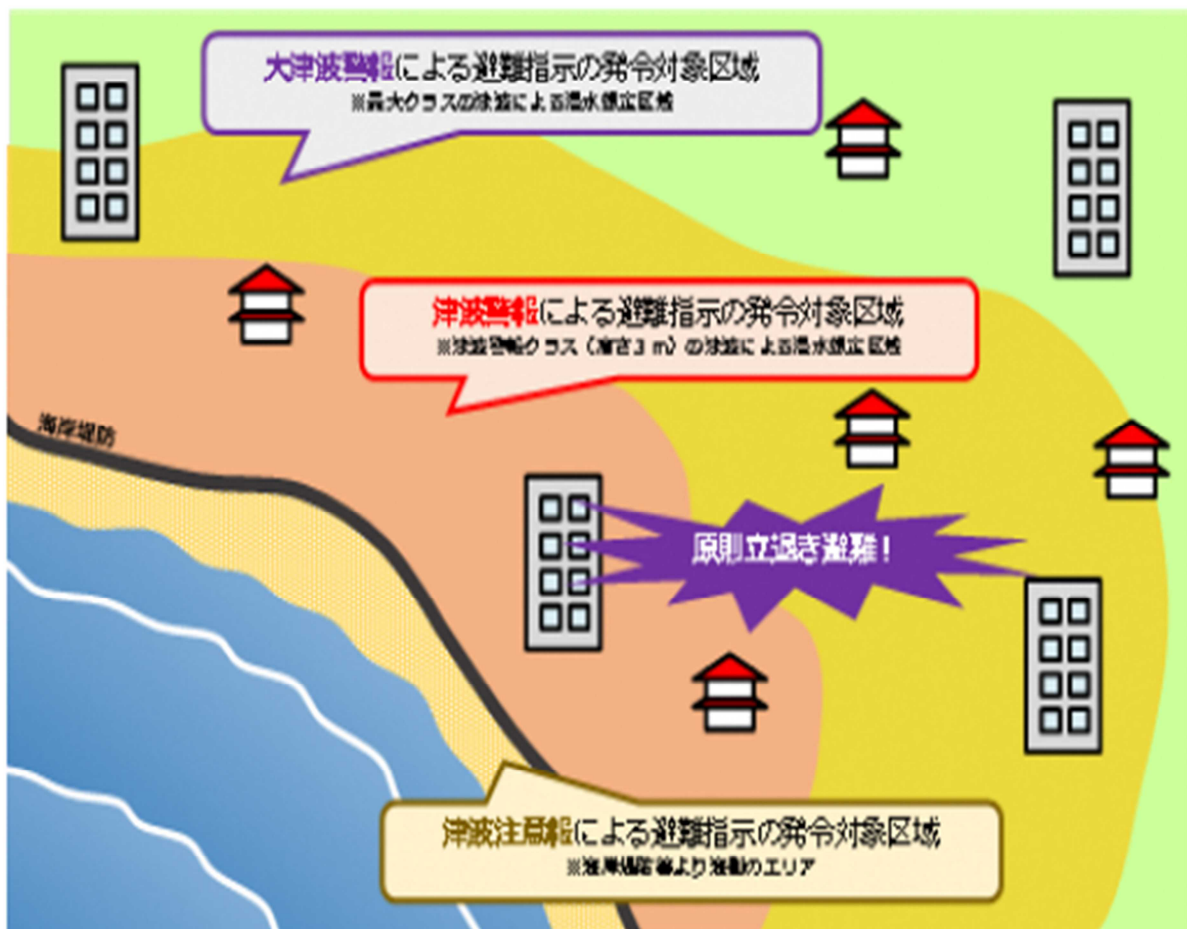
(3) 津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さ*が高いところで1mと予想される場合に想定される浸水区域。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となるため、避難行動の対象者は、漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等とする。

- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ1 mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域については、それを考慮した避難指示の発令対象区域を設定することが必要である。
 - ・ 海岸堤防等がない地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。
- ※ 津波の高さ*：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難情報の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数 値	定性的表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

5 避難指示により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

※ 津波災害は、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

なお、津波警報等が解除され災害が発生するおそれなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

〈 避難指示の発令基準 〉

基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(1)の区域
2 津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(2)の区域
3 津波注意報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(3)の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象、津波に関すること。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】 ・道路整備保全課 【0143-25-7047】 ・築港課 【0143-25-7048】	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・直轄施設の被害情報に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・直轄施設の被害情報に関すること。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難指示の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力	TV放送 視聴者	
	（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ラジオ放送	聴取者
		エリアメール （docomo） 緊急速報メール （au、softbank、Rakuten）	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー（割り込み放送）	聴取者
	防災行政無線（同報系）	住民等	
	X（旧：ツイッター）	PCユーザー等	
	登録制メール（登別市防災メール）	事前登録者	
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE	PCユーザー等	
市民生活部 市民協働グループ	電話等	連合町内会（※1）	
保健福祉部 教育委員会	電話等	要配慮者利用施設	
観光経済部 農林水産グループ	電話等	いぶり中央漁業協同組合	
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）（※2）	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車	住民等（巡回ルート）（※2）	

※1 各町内会で整備している防災メガホンを活用して、可能な限り避難の呼びかけを行いながら、会員自身も避難を行う。

※2 広報車等による巡回広報については、危険な現場での活動となることから、原則、巡回広報は実施せず、防災行政無線等での広報のみ行う。

ただし、消防車両については、「登別市消防車両等津波避難計画」で定める広報活動として、車両の移動を最優先としながら、臨時活動拠点までの間を可能な限り広報するものとする。

なお、津波注意報の発表時及び遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波などの津波到達予想時間が比較的長い場合については、津波到達時間等の状況に応じて巡回広報を行うか否かを適宜判断する。

10 避難情報の伝達文

(1) Jアラートの自動起動メッセージ（防災行政無線など）

ア 大津波警報

① サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回）

② 大津波警報。大津波警報。

③ ただちに高台に避難してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

※東日本大震災クラスの場合は、「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難してください。」という文言になる。

イ 津波警報

① サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回）

② 津波警報が発表されました。

③ 海岸付近の方は高台に避難してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

ウ 津波注意報

① サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回）

② 津波注意報が発表されました。

③ 海岸付近の方は注意してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

(2) Jアラートの自動起動メッセージ（登録制メールなど）

ア 大津波警報

大津波警報

大津波警報が発表されたため、避難指示を発令しました。

浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

※東日本大震災クラスの場合は、「東日本大震災クラスの津波がきます。」という文言が追記される。

イ 津波警報

津波警報

津波警報が発表されたため、鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町に避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

ウ 津波注意報

津波注意報

津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

(3) 避難指示の伝達文例（2回目以降の手動で起動する場合）（防災行政無線など）

ア 大津波警報

① サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回）

② こちらは登別市です。

③ 大津波警報が発表されたため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。

④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※①～④を3回繰り返す。

イ 津波警報

① サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回）

② こちらは登別市です。

③ 津波警報が発表されたため、鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町に避難指示を発令しました。

④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※①～④を3回繰り返す

ウ 津波注意報

- ① サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回）
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 津波注意報が発表されました。
 - ④ 海の中や海岸付近は危険です。
 - ⑤ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
- ※①～⑤を3回繰り返す。

(4) 【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】避難指示の伝達文例（防災行政無線など）

- ① 緊急放送！緊急放送！
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）がありました。
 - ④ 津波が発生する可能性があるため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。
 - ⑤ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなどに緊急に避難してください。
- ※①～⑤を3回繰り返す

(5) 避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

ア 大津波警報

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：津波災害警戒区域

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：大津波警報発表

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

イ 津波警報

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：津波警報発表

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

ウ 津波注意報

登別市：津波注意報

津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

- (6) 【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】

避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：津波災害警戒区域

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）発生

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

- (7) 【第一波到達時間、満潮時間（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波到達予想時刻に関する情報

20●●年●●月●●日●●時●●分

気象庁発表

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報が発表されました。

<津波到達が予想される沿岸の観測局>

白老港－満潮時刻：●●月●●日●●時●●分、予想到達時刻：●●月●●日●●時●●分

室蘭港－満潮時刻：●●月●●日●●時●●分、予想到達時刻：●●月●●日●●時●●分

- (8) 【海岸から離れる定期的なアナウンス（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波情報

<津波注意報が発表されています>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

- (9) 【津波注意報の解除（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波注意報の解除

北海道太平洋沿岸西部の津波注意報が解除されました。

今後もしばらく海面変動が続くと思われますので、釣り等を行う際は注意してください。